

平成23年(ヨ)第21号

玄海原子力発電所3号機4号機再稼動差止仮処分命令申立事件

債権者 味志陽子外89名

債務者 九州電力株式会社

求 釈 明 書

2016年11月17日

佐賀地方裁判所 民事部 合議2係 御中

債権者ら代理人

弁護士 冠木克彦



弁護士 武村二三夫



弁護士 大橋さゆり



復代理人

弁護士 谷次郎



記

- 1 玄海3、4号機について維持規格に基づいて定められた配管の点検計画が小鶴陳述書（乙105）p10において表3として示されているが、これは、本件で問題とする玄海2号機のひび割れが発生した当時及び現在の玄海2号機の配管の点検計画と同一なのか。異なる点があるとすればどの点が異なるのか、それぞれ具体的に示されたい。
- 2 上記表3の「クラス1」の「①点検箇所」に「配管、管台溶接接手」との2か所の記載があるが、これは配管そのものが点検対象ということか。あるいは配管と管台をつなぐ溶接継手が点検対象ということか
- 3 「玄海2号機の（余剰抽出水系統取出配管）のひび割れ事象は、配管肉厚8.7mmに対し、ひび割れの深さが最大で約8.1mmであり、当該配管は、省令62号を満足しないことが判明した」（乙105p42）とあるが、省令62号のもとでは当該余剰抽出水系統取出配管の最小必要肉厚はいくらなのか。また現在の法令のもとではいくらなのか。それぞれ、根拠を具体的に指摘して、示されたい。
- 4 技術基準規則19条及び当時の省令62条は、
 - ① 流体震動により損傷を受けないよう施設しなければならない
 - ② 温度差のある流体の混合等により生ずる温度変動により損傷を受けない
よう施設しなければならないことが求められている（乙105p44）。
玄海2号機については、①及び②について、一次冷却系統にかかる管については、当時どの部位についてどのような施設をしたのか、明らかにされたい。
上記ひび割れ事象の部位は、上記の施設の対象となっていたのか。いたとすればどのような施設がなされていたのか、明らかにされたい。
そもそも施設の対象となっていたいなかつたのであれば、対象となっていたいなかつた

理由を明らかにされたい。施設をしながらひびわれ事象が起きたとするのであれば、その理由を明らかにされたい。

上記の施設の対象部位と施設の内容について、玄海3、4号機は、当時の玄海2号機とは異なる点があるのか。あるならばその内容を具体的に明らかにされたい。

以上